

# マイナポイント第2弾

令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイント第2弾に申込できます。



## ①申込受付中

マイナンバーカードの新規取得などで**5,000円分**

※第1弾で取得済みの方は申込できません。

選択したキャッシュレス決済サービスのチャージ額・決済額の25%分のポイントを最大5,000円分付与

## ②6月頃から申込・付与開始!

マイナンバーカードの健康保険証利用申込で**7,500円分**

【利用申込は「マイナポータル」から】

7,500円分のポイントの直接付与

公金受取口座登録で**7,500円分**

【登録は「マイナポータル」からできるよう準備中】

7,500円分のポイントの直接付与

**合計20,000円分のマイナポイントがもらえます!**

■ポイントの申込はマイナポイントホームページから! ※②は、今後掲載予定

■申込支援窓口を開設しています

役場2階 特設会場 月・水・金曜日の午前9時～午後4時(9月末まで)

必要なもの:マイナンバーカード(4桁の暗証番号も)、決済サービスID、セキュリティコード



▲マイナポイントホームページ

## コラム Column

### 知ろう 備えよう 防災対策

#### 町の制度を活用して備えよう!

##### 家具転倒防止補助器具の支給

家具を壁に固定する「L字型金具」または「チェーン式金具」2組を対象の世帯に支給します。

支給を希望される方は、お住まいの地域の町内会長または役場総務課にご連絡ください。

##### 【対象世帯】

- ①～③のどれかに該当する世帯で、これまで支給を受けていない世帯
- ①高齢者(65歳以上)のみで構成されている世帯
- ②重度身体障がい者(身体障がい者手帳1・2級)のみで構成されている世帯
- ③高齢者と重度身体障がい者のみで構成されている世帯

##### ブロック塀の除去の助成

道路に面したブロック塀を除去する場合にその費用を助成します。工事を実施する前に役場総務課にご連絡ください。

##### 【条件】

個人の住宅や事業所の敷地内に設置されたブロック塀など、道路に面した部分を65cm以下の高さまで除去すること。

##### 【助成額】

延長1m当たり2,340円(限度額100,000円)

##### 防災士資格取得の助成

防災士の資格を取得される方にその費用の一部を助成します。

##### 【対象者】

- ①と②を満たす方
- ①笠松町に住民登録があり、町税などに未納がない方
- ②防災士研修センターなどが実施する講座を受講する方

##### 【助成額】

講座受講料・防災士資格取得試験受験料・防災士資格認証登録料の1/2(限度額30,000円)

☎総務課 ☎388-1111